

## 情報開示ガイドブック(案) についていただいたご指摘と検討事項

2021年1月21日 経済産業省 生物化学産業課

## 情報開示ガイドブック(案)について事前確認でいただいた主な御指摘内容と対応

項目	指摘内容	対応
Ⅲ 1. (9) 前期ハイライト (P28)	当該項目で開示するパイプラインに関する情報として、AMED等の採択状況、知財の成立状況を追加してはどうか。	(9) 昨期前期ハイライト ① 概要、③ 開示項目に追記 「各パイプラインについては、開発の進捗、申請、承認状況、製薬企業との新規契約やマイルストーンの受領、論文・学会発表、新たな製品の開発・サービスの開始や各種表彰実績、上市後の製品別売上やその他財務情報(営業利益等)、AMED等の採択状況、知財の成立状況等が開示項目として挙げられる。」
Ⅲ 2. (1) パイプラインの 概要(P30)	「シーン(1対1の会議、大勢に対しての説明会等)や説明相手(VC,機関投資家、個人投資家等)によって適切な情報開示の在り方が変わり得るため、状況に応じた開示戦略を検討することが必要である。」とあるが、情報開示ガイドブックとして、バイオ企業の評価において非常に重要だと思われる情報について選択的な開示を促すものは、フェアディスクロージャーの観点から、開示の在り方としての問題があるのではないか。	(1)パイプラインの概要 ②開示の趣旨・ポイントに追記 当該部分は未上場企業の情報開示におけるシーンや説明相手に応じた適切な情報開示を検討することが大事という趣旨である。 御指摘を踏まえて、次のとおり追記。 「特に未上場企業は、シーン(1対1の会議、大勢に対しての説明会等)や説明相手(VC、機関投資家、個人投資家等)によって適切な情報開示の在り方が変わり得るため、状況に応じた開示戦略を検討することが必要である。加えて、上場会社においてはフェア・ディスクロージャーの観点から、公平な情報開示が求められることに留意が必要である。」

## 本日ご議論いただきたい点

- 「Ⅲ.3.(1). 直近のコミットメント」(P45)について、マネジメントに関するコミットメントや、資金に関するコミットメントとして記載する情報がインサイダー取引規制に抵触する可能性があるのではないかという御指摘をいただいた。
- 対応として下記の2案を考えているが、インサイダー取引規制と情報開示の必要性踏まえ、どれが適しているか。
  - (案1) 情報開示する項目は研究開発に関するコミットメントに絞って、 「Ⅲ.2.(1).パイプラインの概要」(P30)の項目で併せて開示
  - (案2) 未上場企業がVC等と交渉する際には、マネジメントに関するコミットメント、 資金に関するコミットメントは開示すると思われるため、当該項目は残した まま、未上場/上場の別による留意点やインサイダー取引規制への留意等 を追加